2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　第二百四十条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面
二　法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
三　その他主務省令で定める書類
（登録簿への登録）
第二百四十条の四　主務大臣は、第二百四十条の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。
一　前条第一項各号に掲げる事項
二　登録年月日及び登録番号
2　主務大臣は、商品先物取引仲介業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。
（登録の拒否）
第二百四十条の五　主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
一　登録申請者が個人であるときは、第十五条第二項第一号イからルまでのいずれかに該当する者
二　登録申請者が法人であるときは、第十五条第二項第一号ハからホまで、リ又はヲのいずれかに該当する者
三　他に行つている事業が公益に反すると認められる者
四　商品先物取引仲介業を的確に遂行することができる知識及び経験を有しないと認められる者
五　登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかが協会に加入していない者
六　商品先物取引業者
（変更の届出）
第二百四十条の六　商品先物取引仲介業者は、第二百四十条の三第一項各号に掲げる事項その他主務省令で定める事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。
2　主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。
3　第一項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。
（廃業等の届出等）
第二百四十条の七　商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
一　商品先物取引仲介業を廃止したとき。　その商品先物取引仲介業者
二　商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき。　その相続人
三　商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき。　その法人を代表する役員であつた者
四　商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとき。　その破産管財人
五　商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。　その清算人
六　分割により商品先物取引仲介業の全部を承継させたとき。　その商品先物取引仲介業者
七　商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき。　その商品先物取引仲介業者
2　商品先物取引仲介業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、所属商品先物取引業者がなくなつたとき、又は第百九十条第一項の許可を受けたときは、当該商品先物取引仲介業者の第二百四十条の二第一項の登録は、その効力を失う。

（商号等の使用制限）
第二百四十条の八　商品先物取引仲介業者でない者は、その商号又は名称中に商品先物取引仲介業者であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第二節　業務

（標識の掲示）
第二百四十条の九　商品先物取引仲介業者は、営業所又は事務所ごとにその見やすい箇所に、主務省令で定める標識を掲げなければならない。
2　商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
（名義貸しの禁止）
第二百四十条の十　商品先物取引仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引仲介業を行わせてはならない。
（準用）
第二百四十条の十一　第二百条から第二百八条までの規定は、商品先物取引仲介業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
（誠実かつ公正の原則）
第二百四十条の十二　商品先物取引仲介業者並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。
（広告等の規制）
第二百四十条の十三　商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。
一　当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称
二　商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号
三　当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの
2　商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。
（商号等の明示）
第二百四十条の十四　商品先物取引仲介業者は、第二条第二十二項各号に規定する媒介（以下この章において「商品先物取引仲介行為」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　所属商品先物取引業者の商号又は名称
二　所属商品先物取引業者の代理権がない旨
三　次条の規定の趣旨
四　その他主務省令で定める事項
（金銭等の預託の禁止）
第二百四十条の十五　商品先物取引仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品先物取引仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。
（禁止行為）
第二百四十条の十六　商品先物取引仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。
一　商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。
イ　第二百十四条第一号に該当する行為
ロ　第二百十四条第二号に該当する行為